

令和5年10月19日（木）
産業政策課 糖質バイオ・知的財産グループ
担当者：久保、山下（内線 3429）
ダイヤル：087-832-3352

第1回 香川県希少糖等共創推進会議を開催します

香川県の特長ある産業の一つである「希少糖産業の振興」等を効果的に進めるため、産学官が連携し、希少糖を中心とした糖質バイオに関する施策の検討や、情報交換等、様々な視点で検討を行う「第1回 香川県希少糖等共創推進会議」を下記のとおり開催します。

記

- 1 日時
令和5年10月26日（木）10：00～11：30
- 2 場所
香川県庁本館 12階第3、4会議室
- 3 議題
 - （1）会議の基本的事項の決定について
 - （2）県の施策について
 - （3）希少糖関連研究の今後の展開について
 - （4）希少糖の食品への活用状況について
 - （5）アルロースの生産・展開状況
 - （6）複合糖質・糖鎖関連研究の今後の展開について
- 4 出席者
別紙「香川県希少糖等共創推進会議 委員名簿」に記載の各委員・顧問（一部 Web による参加）
- 5 要綱 別紙「香川県希少糖等共創推進会議 設置要綱」のとおり
- 6 一般傍聴
定員 10 名
 - ・傍聴をご希望の方は、会議の開催時刻までに会場へお越しくください。
 - ・傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

香川県希少糖等共創推進会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

秋光 和也	香川大学 理事・副学長 (国際希少糖研究教育機構 機構長)
植田 真治	香川県洋菓子協会 会長 (有限会社サンファソン 代表取締役)
大西 芳秋	国立研究開発法人産業技術総合研究所 四国センター所長
小川 雅廣	香川大学 農学部長
勝田 康夫	松谷化学工業株式会社 研究所長兼希少糖事業本部長
菊池 正彦	帝國製菓株式会社 執行役員 製剤開発部長
熊野 哲也	四国経済産業局 地域経済部長
近藤 清志	公益財団法人かがわ産業支援財団 理事長
高嶋 浩司	有限会社高島産業 代表取締役社長
竹下 圭	株式会社伏見製菓所 糖質・バイオ研究部 機能性糖質グループ課長
寺嶋 賢治	香川県商工労働部長
徳田 雅明	香川大学 特命教授
永富 太一	香川大学 産学連携・知的財産センター長
中村 治	高松帝酸株式会社 執行役員 ガス事業本部長
早川 茂	香川大学 特命教授
平林 淳	名古屋大学 糖鎖生命コア研究所 特任教授
村上 浩二	マグミット製菓株式会社 執行役員 研究開発本部長兼研究開発部長
吉岡 啓志	香川県菓子工業組合 理事長 (有限会社吉岡源平餅本舗 代表取締役)
渡邊 悠司	株式会社ボスコフードサービス 営業部長

【顧問】

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職 名
何森 健	香川大学 名誉教授
近藤 浩二	一般社団法人 希少糖普及協会 顧問

香川県希少糖等共創推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 香川県の特長ある産業の一つである「希少糖産業の振興」等を効果的に進めるため、産学官連携による希少糖を中心とした糖質バイオ分野に関する施策検討、情報交換、調整等を行う香川県希少糖等共創推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別に定める委員をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議には会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 推進会議には副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見等を聞くことができる。

3 委員から特に申し出のあった場合は、代理出席を認めるものとする。

4 会議は、原則公開とする。

5 会長は、必要に応じて部会を組織し、会議を行うことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、香川県商工労働部産業政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。